



令和2年11月25日

各位

会社名 カメイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 亀井文行
(コード番号8037 東証第1部)
問合せ先 専務取締役総合企画室長 安部仁市
(TEL022-264-6007)

会社分割（簡易新設分割）の詳細決定に関するお知らせ

当社は、令和2年10月30日開催の取締役会において基本方針として決議した「当社神奈川支店における酒類販売事業」（以下「本事業」といいます）の会社分割（簡易新設分割）に関して、本日開催の取締役会において、本事業の新設分割計画を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本会社分割は当社単独の簡易新設分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

1. 会社分割の目的

当社神奈川支店には法人営業課、ホーム事業課、食料課、管理課の4課があり、食料課では首都圏への食料品及び酒類の販売を行っております。

昨今、事業環境悪化の影響により本事業の実績が低迷していることから、首都圏での厳しい酒類販売事業環境を乗り切ることが目的とし、会社分割により当社神奈川支店の食料品販売と酒類販売を分離したうえで、それぞれが仕入販売及び販売管理費の見直しや配送効率化等を図る体制を整備いたします。

なお、本事業以外の酒類販売事業につきましては、引き続き当社で行ってまいります。

2. 会社分割の要旨

(1) 会社分割の日程

新設分割計画承認の取締役会決議日	令和2年11月25日
新設分割効力発生日	令和3年2月1日（予定）

(注) 本会社分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため、株主総会の承認は省略いたします。

(2) 会社分割の方式

当社を分割会社とし、新設会社を本事業の承継会社とする新設分割（簡易分割）方式であります。

(3) 会社分割に係る株式の割当ての内容

新設会社が本会社分割に際して発行する株式は100株であり、その全てを当社に対して割当交付いたします。

(4) 会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 会社分割により増減する資本金

本会社分割による、当社資本金の増減はありません。

(6) 新設会社が承継する権利義務

新設会社は、本会社分割に際して、当社から当社神奈川支店における酒類販売事業に関する資産・負債・その他の権利義務及び契約上の地位を、新設分割計画に定める範囲において承継するものいたします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び新設会社は、本会社分割の効力発生日以降における負担すべき債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

	分割会社 (令和2年3月31日現在)	新設会社 (令和3年2月1日予定)
(1) 名称	カメイ株式会社	カメイ酒類販売首都圏株式会社
(2) 所在地	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目1番18号	神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目14番地1
(3) 代表者の氏名・役職	代表取締役社長 亀井 文行	代表取締役社長 山崎 宏之
(4) 事業内容	エネルギー事業、食料事業、住宅関連事業、自動車関連事業、海外・貿易事業、ペット関連事業、ファーマシー事業、その他の事業	酒類販売事業
(5) 資本金	8,132 百万円	5 百万円
(6) 設立年月日	昭和7年12月29日	令和3年2月1日
(7) 発行済株式数	37,591,969 株	100 株
(8) 決算期	3月31日	9月30日
(9) 大株主及び持株比率	有限会社亀井興産 8.93% 亀井 文行 7.46% カメイ不動産株式会社 7.27% BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND 6.25% 公益財団法人亀井記念財団 4.91%	カメイ株式会社 100%

4. 分割会社の直前事業年度の業績

	カメイ株式会社 (連結)
決算期	令和2年3月期
純資産額	112,508 百万円
総資産額	243,448 百万円
1株当たり連結純資産額	3,173.47 円
売上高	453,844 百万円
営業利益	10,399 百万円
経常利益	11,747 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	6,755 百万円
1株当たり当期純利益	201.04 円

5. 分割する事業部門の業績

(1) 分割する部門の事業内容

当社神奈川支店における酒類販売事業

(2) 分割する部門の経営成績（令和2年3月期）

売上高 155 百万円

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額（令和2年3月31日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	28 百万円	流動負債	—
固定資産	—	固定負債	23 百万円
合計	28 百万円	合計	23 百万円

(注) 承継会社が分割会社から承継する資産、負債の項目及び金額は、上記金額に本会社分割効力発生日までの増減を加減したうえで確定いたします。

6. 当該組織再編後の状況

本会社分割後の当社の名称、所在地、代表者の役職、氏名、事業内容、資本金および決算期に変更はありません。

7. 今後の見通し

本会社分割が連結業績に与える影響はありません。

以上